

県外見本市出展企業を 追加募集します

(財)かがわ産業支援財団では、新製品、新サービスや新技術で大都市圏進出、全国展開を目指す中小企業者等に見本市等への出展を支援することにより、事業者の業務提携や販路開拓を応援します。

※今回の追加募集は、平成20年10月以降に国内で開催される見本市で、
小間料の支払期限が平成21年3月末までのものが対象となります。

※原則として、同一年度の出展支援は1回となります。

1. 支援対象見本市

	見本市名	内 容	募集数	支援内容
1	東京インターナショナル・ギフトショー 春 2009 [東京ビッグサイト]	日本最大の生活用品・贈答品の展示会 平成21年2月3日～6日	10社程度	基本小間料を財団が負担(1小間分のみ)
2	FOODEX JAPAN [幕張メッセ]	アジア・環太平洋最大の食品・飲料専門 展示会 平成21年3月3日～6日		
3	上記以外の国内見本市で、申請者が希望する見本市			
4	第13回 機械要素技術展 [東京ビッグサイト]	機械部品、材料・加工技術の日本最大の 専門見本市 平成21年6月24日～26日	6社程度	

2. 応募方法等

所定の様式に必要な事項を記載のうえ、次の申し込み先に、提出してください。書類審査、ヒアリング等を行い、審査会での審査により支援対象者を決定します。

申請書の様式などは、(財)かがわ産業支援財団のホームページ (<http://www.kagawa-isf.jp/>) から、ダウンロードできます。

3. 応募期間

平成20年7月7日(月)から平成20年8月20日(水)17時まで(必着)

4. 問い合わせ・申込先

財団法人かがわ産業支援財団 企業振興部 資金助成・取引振興課 石川
住所 高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル2階
TEL 087-868-9904 FAX 087-869-3710

平成20年度 見本市出展支援企業 追加等募集概要

項目	留意して頂きたい内容
事業の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ● 新製品、新サービス、新技術を基に新事業展開等を目指す中小企業の販路開拓や業務提携を応援するために、見本市等への出展を支援するものです。
支援対象者	<p>県内に主たる事業所を有する中小企業者(中小企業支援法(昭和38年法律147号)第2条に規定する中小企業者で、みなし大企業は除きます。)であって、原則として開発後5年以内の自社所有の、あるいは独占販売権を持つ新製品・新サービス・新技術を有するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ファンド事業の地域企業研究開発小規模助成事業(創業・ベンチャー枠)または、特定地場産業総合支援事業の20年度採択企業は対象となりません。また、地域企業研究開発小規模助成事業(経営革新枠)の採択企業は当該経営革新計画に係る製品等の見本市への出展については対象となりません。
支援対象見本市(特徴)	<ul style="list-style-type: none"> ① 東京インターナショナルギフトショー春2009:日本最大の生活雑貨等の見本市(東京ビッグサイト 平成21年2月3日～6日) ② FOOD EX JAPAN:アジア最大の食の見本市(幕張メッセ 平成21年3月3日～6日) <p>上記以外の展示会で、平成20年10月から平成21年3月の間に開催される見本市で申請者が希望するもの(但し、平成21年4月以降に開催されるものであっても、小間料の支払期限が平成21年3月末までのものは対象とします)</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ ④ 第13回 機械要素技術展:機械部品、材料・加工技術の日本最大の専門見本市(東京ビッグサイト 平成21年6月24日～26日)
申込期限	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成19年8月20日(水) 17:00必着(郵送も可)
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 見本市出展支援申請書 ② 直近期の決算書コピー
選考	<ul style="list-style-type: none"> ● 今回は、平成20年度の追加募集及び平成21年6月開催予定の機械要素技術展の募集です。 ● 上記申請書の提出を持って、自動的に採択とはなりません。 ● 上記申請書が提出された後、ヒアリング及び審査会で決定します。(応募多数の場合、書類での事前選考を行います。)
見本市への出展支援回数の制限	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として、同一年度の出展支援は1回とします。 ● 2年連続の申請を妨げるものではありませんが、全体の応募状況、過去の支援回数、出展効果・成約状況等を精査し、採否を決定します。その際、原則として、初回支援の方を優先します。
支援内容について	<ul style="list-style-type: none"> ● 上記出展支援見本市の基本小間料(1小間分)を財団が負担します。
財団名の使用	<ul style="list-style-type: none"> ● 出展名は財団の支援が分かるように、会社名と財団名を並記していただきます。 例(〇〇〇(株)/かがわ産業支援財団)
出展後の支援対象者の義務	<ul style="list-style-type: none"> ● 出展後速やかに出展報告書を提出していただきます。 ● 出展6ヶ月後に成果をまとめ財団に提出していただきます。 ● このほかにも、随時、成約状況等を報告していただくことがあります。